

別表 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各審査委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で、最高点と評価した審査委員が最も多かった者を協定締結候補者とする。
なお、該当する企画提案者が複数あった場合には、各審査委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を協定締結候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点が最も高い提案書が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、協定締結候補者を選定する。
- 4 各審査委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を協定締結候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容の理解度	事業の業務内容や目的について十分に理解しているか。	10
2 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	10
3 業務実施体制等	本事業の実施に当たり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。	10
4 事業実施スケジュール	具体的かつ実現性の高いスケジュールになっているか。	10
5 事業プランの作成	購入希望者が容易に理解でき、利用しやすい事業プランとなっているか。	10
6 事業に係る周知活動	県民に対し、本事業の利用促進につながる効果的、効率的な広告宣伝の手法や内容となっているか。	10
7 施工事業者の選定	安全に太陽光発電設備等を設置できる者を選定する方法がとられているか。(財務状況、人員、施工実績等)	10
8 施工管理及び検査	太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられているか。	10
9 問い合わせ対応	購入希望者等からの問い合わせ、苦情、トラブルに的確かつ迅速に対応できる運用体制、運用方法がとられているか。	10
10 リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか。 (購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策、施工事業者の余剰在庫を防止する方策等)	10
合 計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
+	-	+	-	+	-	+	-	+	-